別添８－５

第三者評価結果の公表事項（母子生活支援施設）

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②評価調査者研修修了番号

SK2025010　第 2016 - 03 号第 2017 - 03 号

③施設の情報

名称：サン・フラワー華陽		**種別**：母子生活支援施設	
代表者氏名：藤 野 育 代		**定員（利用人数）**：　２０　**名**	
所在地：岐阜県			
TEL：		**ホームページ**：	
【施設の概要】			
開設年月日　１９４０年1月１日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 日本児童育成園			
職員数	**常勤職員**：　**名**	**非常勤職員**　**名**	
有資格職員数	**（資格の名称）**　**名**		
	保育士　４　名	小学校教諭・商業高校教諭　１　名	
	社会福祉士　３　名	中学校教諭・高等学校教諭　１　名	
	精神保健福祉士　１　名	栄養士　１　名	
施設・設備の概要	**（居室数）**	**（設備等）**	
	２０世帯 （２ＤＫ１６部屋　１ＤＫ４部屋）	集会室　保育室兼宿直室　保育棟	

④理念・基本方針

理　念

○　一人ひとりの思いを大切に

～一人一人の「想い」を尊重してあなたが暮らしてきた時間を繋いでいきます～

○　みんなに笑顔を

～日々の生活の中で心から笑顔が生まれるよう努めていきます～

○　自立後の暮らしを守る

～地域で生活を始めた方々が自分らしく生きがいのある暮らしを継続できるよう支えていきます～

基本方針

１．福祉サービスの実践にあたっては、母子の権利保障に向けて積極的な姿勢で臨みます。

２．子どもの権利擁護を最優先し、常に最良の環境と条件のもとで心身とも健やかに 育成されるよう努めます。 ３．利用者の自立を願い、利用者の自己実現のために必要なサービスを提供します。

⑤施設の特徴的な取組

・宿直は職員が交代勤務で、２４時間必ず職員が対応できるようにしている。 ・アフターケアに積極的に取り組んでいる。 ・母子ショートステイを実施している。 ・地域との連携として、教育関係との連携を積極的に取り組んでいる。 ・フロアー担当制をしてケースを担当制にしている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 ７年 ７月 ２９日（契約日） ～ 令和 ８年 ３月 ３１日（評価結果日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和 ４ 年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

＜２４時間受入れと法的支援を備えた安心のセーフティネット＞

母子の緊急避難や一時保護に迅速に対応できるよう、２４時間体制で受け入れを行っている。緊急で利用する母子がすぐに生活を始められるよう、生活必需品から子どものお菓子まで事前に準備されており、不安を抱える利用者に寄り添う温かな支援体制が整っている。また、ＤＶ問題や債務問題など法的な支援を必要とする場合には、相談対応にとどまらず、必要に応じて積極的に介入し、弁護士との調整や同行支援まで行っている。夜間の宿直は職員が交代で担当しており、時間帯を問わず受け入れが可能で、広域からの相談にも柔軟に対応している。

＜静かな環境と利便性を兼ね備えた、心身の回復を支える生活拠点＞

静かで落ち着いた環境にありながら、公共交通機関へのアクセスが良く、周辺には就労先も多いなど、生活のしやすさに恵まれた立地である。建物自体は若干、老朽化の課題はあるものの、各世帯に必要な設備は整えられている。こうした穏やかな環境の中で生活を続けるうちに、心身の安定を取り戻し、回復へとつながるケースも多い。意欲のある利用者に対しては、自動車運転免許や介護職員初任者研修など、就労・自立に役立つ資格の取得を積極的に勧め、次の生活へ向けた丁寧な支援が行われている。

◇改善を求められる点

＜支援の質を継承するための文書化体制の強化＞

職員間の連携は強く、安定した支援体制が築かれている。一方で、その支援内容を明確に示すマニュアル文書の整備は十分とはいえない状況にある。新任職員には「業務マニュアル」を

配布しているものの、口頭での伝達に頼る場面も多く、その都度指示が必要となれば、他の業務に影響が及ぶ可能性もある。これまで積み重ねてきた「サンフラワー華陽」ならではの支援の特徴を確実に継承し、より重層的な支援へとつなげていくためにも、支援内容や手順を文書として体系的に整理し、職員全体で共有できる体制づくりに期待したい。

＜多事業展開を活かした人的交流と知見の共有と支援の質の向上＞

法人内では、児童養護施設をはじめ、自立援助ホーム、乳児院、里親支援センター、子ども家庭支援センター、児童センター等、多岐にわたる事業を展開しており、人的配置の交流を通じて、母子家庭を余儀なくされている親の抱える課題を多角的に理解できるメリットがある。今後、人的交流をより計画的に位置付け、学びを共有する仕組みづくりが課題となると考えるものである。施設間で得られた知見を組織的に活かすことで、相互理解の深化や支援の質の向上につながっていくことが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回、社会的養護関係施設第三者評価を受審し、施設の自己評価を行うことで、養育・支援について再点検することができるよい機会となりました。母子の権利保障の観点から、子どもと母親が主体的に生活できる環境整備に向けて、さらに取り組んでいく所存です。また、課題に対応できる新たな体制を整えていきたいと考えております。今後とも、地域の社会的養育拠点施設として、地域のニーズに応じた様々な取り組みを進めていきたいと考えています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。